

1 職員の任免及び職員数に関する事項

(1) 職員の総数(各年4月1日現在)

一般職の職員の条例上の定数と現在の職員数(定数の範囲内で職員を置いています。)

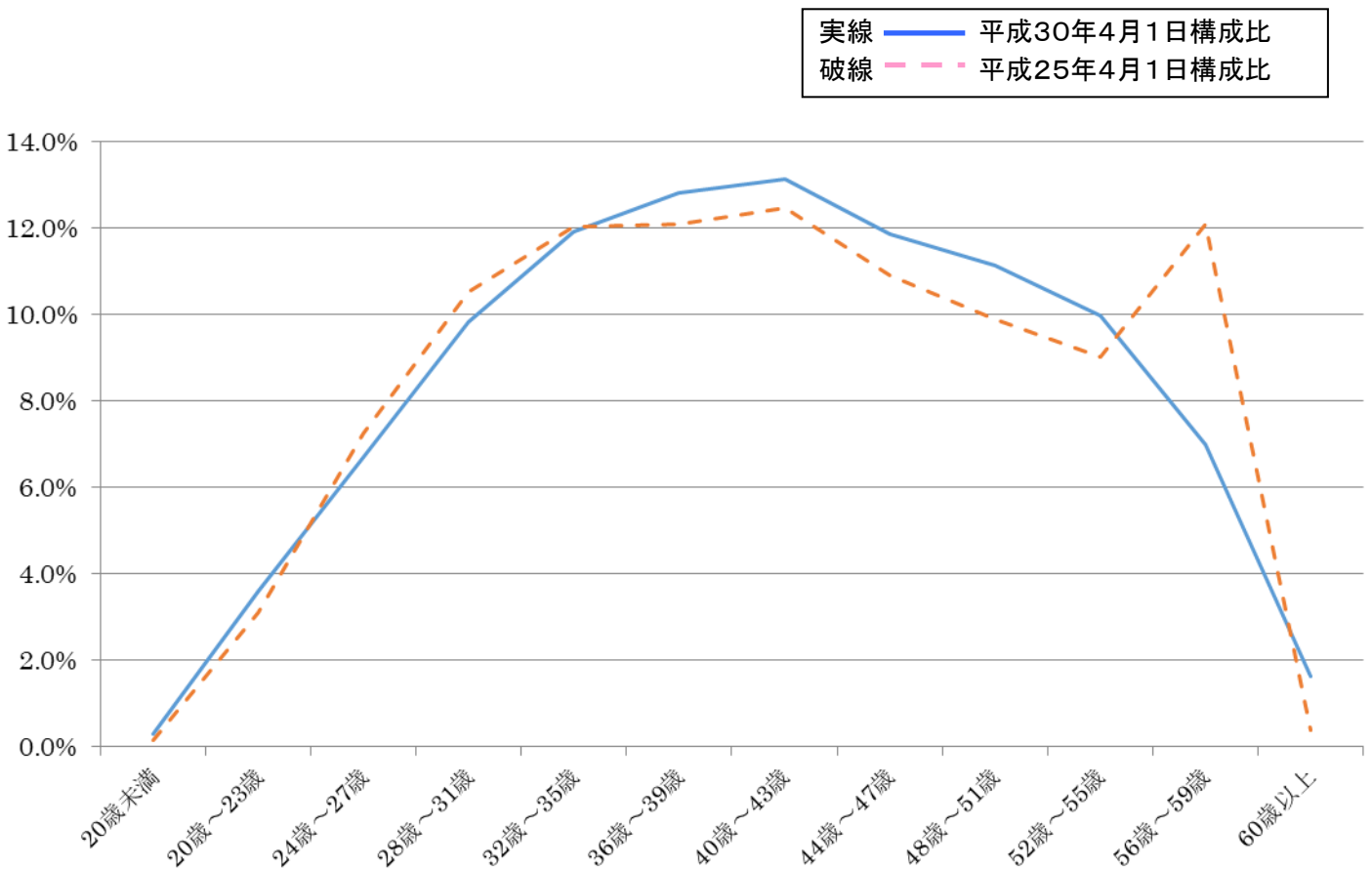
単位:人

区 分	平成30年	平成29年
職員定数	1,971	1,971
職員数	1,911 (115)	1,909 (111)
	864 (20)	847 (20)

(注)1 職種には、一般行政職、税務職、福祉職、教育職、技能労務職、消防職、医療職があります。

- 2 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外数です。
- 3 「職員数」の下段は、女性の職員数であり、内数です。
- 4 職員定数及び職員数には教育長を含みません。

(2) 年齢別職員数(平成30年4月1日現在)



単位:人

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6	69	128	188	228	245	251	227	213	191	134	31	1,911

(3) 全職員の平均年齢(各年4月1日現在)

単位:歳

区 分	平成30年	平成29年
平均年齢	41.5	41.5

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

単位:人

区 分		平成30年	平成29年	対前年 増減数	主な増減理由
普 通 会 計 部 門	一般行政部門				業務増(+16) その他増(+30) 事務の統廃合縮小(▲12) その他減(▲36)
	議会	12	12	0	
	総務	224	224	0	
	税務	67	69	▲2	
	労働	2	2	0	
	農林水産	9	9	0	
	商工	12	13	▲1	
	土木	131	132	▲1	
	民生	251	249	2	
	衛生	160	160	0	
小計	868	870	▲2	<参考> 人口10,000人当たり職員数36.88人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数44.35人)	
教育部門	132	137	▲5	業務増(+1) その他増(+1) 事務の統廃合縮小(▲3) その他減(▲4)	
消防部門	233	237	▲4	その他減(▲4)	
小計	1,233	1,244	▲11	<参考> 人口10,000人当たり職員数52.39人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数61.70人)	
部 門 公 営 企 業 等 会 計	病院	573	564	9	業務増(+4) その他増(+16) その他減(▲7)
	下水道	36	36	0	
	その他	69	65	4	
	小計	678	665	13	
合計	1,911 [1971]	1,909 [1971]	2	<参考> 人口10,000人当たり職員数81.20人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 類似団体の人口10,000人当たり職員数は平成29年4月1日現在の値です。

(5)職種別・採用方法別職員数

採用方法は、試験による採用と選考による採用とがあります。

試験採用については、例えば、一般行政職等の1次試験は、教養試験を主な内容、2次試験以降は面接試験を主な内容としています。また、選考採用については、書類選考、面接選考を主な内容としています。

単位:人

区 分	平成29年度			平成28年度		
	試験採用	選考採用	合 計	試験採用	選考採用	合 計
一般行政職等	55	43	98	58	28	86
	33	34	67	26	24	50
技能労務職	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
消防職	9	0	9	9	0	9
	0	0	0	2	0	2
医療職	0	72	72	0	68	68
	0	39	39	0	46	46
合 計	64	115	179	67	96	163
	33	73	106	28	70	98

(注)1 各職種の下段は、女性の採用者数であり、内数です。

2 一般行政職等とは、一般行政職、福祉職、税務職、教育職です。

(6)職種別・事由別退職者数(平成29年度)

※退職には、以下の事由の退職があります。

- ・定年退職 …………… 定年(原則60歳)により退職する場合
- ・勸奨退職 …………… 人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて退職する場合
- ・定年準用退職 …… 10年以上勤務し、50歳以上で退職する場合
- ・自己都合退職 …… 本人の都合により退職する場合
- ・その他 …………… 死亡による退職、任期満了(任期付職員)、割愛退職等

単位:人

区 分	定年	勸奨退職	定年準用	自己都合退職	その他	合 計
一般行政職等	26(29)	0(0)	2(2)	32(28)	33(28)	93(87)
うち管理職	17(16)	0(0)	0(0)	0(0)	3(2)	20(18)
技能労務職	4(2)	0(0)	1(0)	1(1)	1(0)	7(3)
うち管理職	—	—	—	—	—	—
消防職	8(8)	0(0)	1(0)	5(3)	0(0)	14(11)
うち管理職	5(5)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	6(5)
医療職	6(5)	0(0)	3(3)	52(55)	6(6)	67(69)
うち管理職	2(3)	0(0)	2(2)	0(0)	1(0)	5(5)
合 計	44(44)	0(0)	7(5)	90(87)	40(34)	181(170)
うち管理職	24(24)	0(0)	3(2)	0(0)	4(2)	31(28)

(注) 1()内は平成28年度の状況です。

2一般行政職等とは、一般行政職、福祉職、税務職、教育職です。

(7)再任用の採用者数(平成29年度)

再任用とは、高年齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

なお、再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短時間勤務する短時間勤務職員があります。

単位：人

区 分	常時勤務	短時間勤務
一般行政職等	4(13)	17(16)
技能労務職	0(1)	7(2)
消 防 職	0(0)	3(1)
医 療 職	2(1)	1(1)
合 計	6(15)	28(20)

(注)1 ()内は平成28年度の状況です。

2 職種は再任用時の職種です。

3 一般行政職等とは、一般行政職、福祉職、税務職、教育職です。

(8)公益法人、営利法人等への派遣の状況(平成29年度)

公益法人等のうち、その業務が大和市の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要な場合、職員を派遣することができます。平成23年度から、公益法人等への職員の派遣は行っていません。